

## 名稱

一尺二寸五分ナリ、而シテ吳服尺ハ專ラ裁衣ノ用ニ供スルニ由リ、吳服ヲ以テ名トシ、鯨尺ハ其初メ鯨骨ヲ以テ製セシニ由リ此稱ヲ得タルナリ、然レドモ後ニハ、一尺二寸五分ノモノヲ以テ、裁衣ノ用ニ供シ、吳服尺ヲ用キルコトハ幾ド希ナリ、故ニ鯨尺ヲ呼テ、吳服尺ト云フ、或ハ云フ、鯨尺ハ即チ吳服尺ニシテ、後ニ分レテ二種ト爲リシナリト、右三種ノ外ニ、量地尺、裏尺、文尺等ノ數種アリ、要スルニ徳川幕府ニテハ、量衡二器ノ爲ニハ、座ヲ置キテ之ヲ檢束シタレドモ、度ノ爲ニハ、別ニ其制ヲ設クルコトナカリキ。

此他寺院等ニ藏スル所ノ古尺アリ、其長短大小一ナラズ、事ハ本文ニ詳ナリ、

〔古語拾遺〕于時天照大神赫怒入于天石窟閉磐戸而幽居焉。○中高皇產靈神會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方爰思兼神深思遠慮議曰。○略申令手置帆負彥狹知二神以天御量等之名也。○大器伐大峽小峽之材而造瑞殿。

〔皇國度制考〕天御量とは廣成宿禰の自註に、大小量雜器等之名也と云れし如く、謂ゆる度量權衡の大小雜器ともを言ふ、先師宣長の紀伊殿に此書の義を聞え白されし時に、本に書入られし説も是に同じ。○註其和幣と奉る種々の物の長短輕重多少を調へむ爲の設けなり、其は度量衡の異有れど、共に諸物を量る器なる故に、總て御量とは言へり、然れど其が中に尺度は主たる物なるに、其は度制まづ定まりて、量衡は是より出ればなり、況て此は宮造りの事を云ふ所なれば、本文の御量は尺度を主とせること論ひなし。

〔古史傳〕手置帆負命彥狹知命、此二神の始めて御殿を造り給へる事より及ぼして、名義を考ふるに、まづ手置とは、手を布て物を度るを云ふ、其は曲尺を用ふるは、稍後の事にて、古は必手して度けむ故に、十握劍、八握須、七握脛などの都加、また八咫鏡の咫、みな手の度なり。○註帆負の帆は借字にて、尋負なり、尋は一尋二尋などの尋なり、此云ふ義なるべし、さてヒロをホと云